

## 国道102号持続可能なツアーモデル検討業務 説明書

青森県 県土整備部 道路課発注の国道102号持続可能なツアーモデル検討業務についての簡易公募型プロポーザル方式に係る手続きへの参加希望者の募集については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

### 1. 公告日

令和5年5月1日

### 2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ

TEL：017-734-9651（直通）

FAX：017-734-8189

### 3. 業務名

国道102号持続可能なツアーモデル検討業務

### 4. 業務概要

#### (1) 業務の目的

本業務は、今年度実施する「未来の奥入瀬」体験ツアーの試行結果をとりまとめるとともに、来年度実施予定のツアーに向けた改善提案を行うことを目的とする。また、上記の試行結果、これまでの実証実験や各関係団体が実施しているアクティビティ等の観光コンテンツを基に、最終的に滞在型旅行商品を造成し、造成する旅行商品の概算収支、持続可能な仕組みづくりを検討する。

#### (2) 業務内容

1) 本業務の主たる項目は以下のとおりとする。

- ① ツアー試行結果のフォローアップ
- ② ツアーを滞在型観光コンテンツとして事業化した場合の概算収益・費用の推計、検討
- ③ ツアーの事業スキーム検討
- ④ 報告書とりまとめ

その他、詳細は別添「国道102号持続可能なツアーモデル検討業務仕様書」による。

2) 企画提案を求める特定のテーマ

- ① 年間を通じた持続可能なツアー造成の工夫点
- ② 造成したツアーの実現可能性を高めるための工夫点

#### (3) 業務規模の目安

本業務の参考業務規模は、650万円程度（税込み）を想定している。

(4) 履行期限

令和5年11月30日

(5) 参加資格要件

本業務に係る簡易公募型プロポーザルは、企画提案書提出時点において、次に掲げる事項をすべて満たすことを参加資格の要件とする。なお、複数の事業者の共同による応募も可能とする。

【1】参加資格について

- 1) 過去10年以内（平成24年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に完成（完了登録）したもの）において、国又は地方公共団体から「同種又は類似業務」を受注した実績を1件以上有する者であること。
  - ① 同種業務：滞在型ツアーモデル検討業務
  - ② 類似業務：ツアーモデル検討業務※共同による応募の場合は、いずれか1者でよいものとする。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定に該当しないこと。
- 4) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- 5) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- 8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 9) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

【2】共同による応募について

複数の事業者が共同で応募するためには、【1】の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければならない。

- 1) 関係する事業者の中から代表者を1者選定すること。
- 2) 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- 3) 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

## 5. 企画提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

### (1) 企画提案書の作成方式

企画提案書の様式は、別添（様式－1、様式－2、様式－3）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

### (2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書の提出者に係る同種又は類似業務の実績を記載する。</li><li>・記載様式は様式－1とする。</li></ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の担当者を記載する。</li><li>・担当者の業務内容を記載すること。</li><li>・企画提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当者とする場合には、企業名等も記載すること。</li><li>・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li><li>・記載様式は様式－2とする。</li></ul>
担当者経歴書	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定担当者の業務経歴、保有資格等について記載する。</li><li>・任意様式とするが、A4版で提出すること。</li></ul>
特定テーマに対する企画提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・4.（2）2）に示す特定テーマに対する意見を具体的に提案する。</li><li>・記載にあたり概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは差し支えない。</li><li>・記載様式は様式－3とし、1テーマごとにA4版1枚以内に記載する。</li></ul>
参考概算見積	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務に係る参考見積を提出すること。</li><li>・参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。</li><li>・任意様式とするが、A4版で提出すること。</li></ul>

### (3) 契約書の写し

同種又は類似業務の実績として企画提案書に記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

### (4) 提出方法

企画提案書はすべての資料と一緒に提出すること。

(5) 提供資料

バイパス完成後の奥入瀬・十和田地域の目指す姿をとりまとめた「奥入瀬ビジョン」(H30策定)は道路課ホームページに掲載している。

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/oirase\\_vision.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/oirase_vision.pdf))

(6) 提出期間、提出先及び提出方法

1) 企画提案書等の提出は、以下のとおりとする。

- ① 提出期間：令和5年5月1日(月)から令和5年5月31日(水)まで  
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで)
- ② 提出部数：2部
- ③ 提出先：〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ
- ④ 提出方法：提出先に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限り、提出期間内に必着のこと)

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(7) 企画提案書の特定

企画提案書の特定は、6. の評価項目及び評価基準に基づいて行い、契約予定者に特定された者には令和5年6月14日(水)までに特定通知書をもって通知する。

6. 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の特定をする際の評価ウエイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	評価基準	評価ウエイト
企業評価 30点	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	下記の順位で評価する。 ①奥入瀬溪流・十和田湖地域を対象とした同種・類似業務の実績がある。 ②青森県内を対象とした同種・類似業務の実績がある。 ③同種業務の実績がある。 ④類似業務の実績がある。	①：20点 ②：15点 ③：10点 ④：5点
	本店・支店の所在地	下記の順位で評価する。 ①青森県内に本店・支店を有する。 ②青森県内に本店・支店を有しない。	①：10点 ②：0点

各特定テーマに対する企画提案 60点	業務理解度	目的・条件・内容が簡潔に記載されていると認められる場合、優位に評価する。	24点
	的確性	テーマの重要度及び難易度を考慮した提案となっていると認められる場合、優位に評価する。	12点
	実現性	提案内容に説得力があると認められる場合、優位に評価する。	12点
	独創性	優れた具体的な提案がある場合、優位に評価する。	12点
参考概算見積 10点	業務コストの 妥当性	業務に係る費用が適正か評価する。 (※提案上限額に対する見積額の評価)	10点

#### 7. 非特定理由に関する事項

- (1) 企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由を令和5年6月14日(水)までに書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、担当部局に対し非特定理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - 1) 受付場所：2. に同じ
  - 2) 受付時間：午前9時から午後5時まで

#### 8. その他留意事項

- (1) 各提出書類の作成等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる企画提案書  
企画提案書が次のいずれかに該当する場合、無効となることがある。
  - 1) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - 6) 虚偽の内容が記載されているもの
  - 7) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (5) 各提出書類の作成・郵送等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 各提出書類は、本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。

- (7) 各提出書類に虚偽の記載を行った場合は、全ての提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (8) 各提出書類は、受理後返却しない。ただし、特定されなかった企画提案書は、その返却を希望した者に限り返却する。なお、企画提案書は特定その他の作業のため必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 企画提案書の作成のために発注者から提供を受けた資料がある場合、その資料は発注者の了解なく公表及び使用することはできない。
- (10) 提出期間以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (11) 特定された者の会社名等は公表する。
- (12) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

## 9. 業務説明書に係る質問受付及び回答

質問はメールで受け付ける。回答は受理日の翌日から3日(休日を含まない。)以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

- (1) 業務説明書質問期間：令和5年5月1日(月)から令和5年5月23日(火)まで  
業務説明書回答期間：令和5年5月2日(火)から令和5年5月26日(金)まで  
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで)
- (2) 質問先：青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ (mail : doro@pref.aomori.lg.jp)
- (3) 閲覧場所：道路課ホームページで閲覧に供する。  
([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/R5\\_R102\\_sustainabletourism.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/R5_R102_sustainabletourism.html))
- (4) 閲覧期間：回答の翌日から令和5年5月31日(水)午後5時まで
- (5) その他：1) メールには回答を受け付ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。  
2) 次の質問に対しては回答しない。
  - ①本説明書の明らかな誤読による質問
  - ②本説明書に対する質問者の個人的な意見
  - ③質問者の提案しようとする内容について是非を問う事項
  - ④自ら判断又は調査すべき事項
  - ⑤その他本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施に当たり不相当と判断される事項

## 10. 今後の関連業務について

国道102号持続可能なツアーモデル検討業務は、

- ・今年度：持続可能なツアーモデル検討業務を実施
- ・2箇年目以降：ツアーモデルの実証及び事業スキーム最終案の決定

を想定しており、継続的な業務遂行が必要であることから、今年度の成果が良好だと県が判断した場合、年度ごとの必要業務を勘案の上、随意契約により検討業務を委託する。